

令和6年度 熊谷市文化振興基金助成金 申請の手引き

●助成の概要	．．．	1
1 助成対象者の要件		
2 助成対象となる文化活動の範囲		
3 助成対象外とする場合		
4 助成対象事業		
5 助成申請手続等		
6 助成を受けることのできる回数		
7 申請書の提出期限		
8 申請時の提出資料		
9 申請書提出先、問合せ先		
●別表1 助成の対象となる文化活動の範囲	．．．	5
●別表3 助成対象経費	．．．	6
●記入例	．．．	8
[巻末] 申請様式（助成金交付申請書・助成事業計画書・収支予算書）		



熊谷市教育委員会

社会教育課 生涯学習係

〒360-8601 熊谷市二丁目47番地1

[TEL] 048-524-1111

[FAX] 048-525-9330

[e-mail] shakaikyoiku@city.kumagaya.lg.jp

助成の概要

1 助成対象者の要件

- ①市内に住所又は活動の本拠を有すること。
- ②一定の活動実績があり、かつ、助成対象事業を完遂できる見込みがあること。
- ③団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。

2 助成対象となる文化活動の範囲

部門	事業内容
芸術文化の振興	<ul style="list-style-type: none">・美術（絵画、彫刻、工芸、書、写真など）の発表、展覧会・音楽（民謡、詩吟を含む）の講演、発表・演劇（演芸を含む）の講演、発表・文学（小説、詩、短歌、俳句、川柳、評論、随筆など）の出版、発表・舞踏の公演、発表
伝統文化の継承、保存	<ul style="list-style-type: none">・文化財の保存、紹介・郷土芸能、伝統的な行事などの振興・郷土の民話、伝説、うたなどの発掘、継承・郷土の民芸品、工芸品などの普及、振興・郷土史の研究、編さん
地域文化の創造、振興	<ul style="list-style-type: none">・郷土に関する調査、研究・生活文化（華道、茶道等を含む）の向上を図る活動・海外との文化交流を促進する活動・国内の他の地域との文化交流を促進する活動・その他地域文化の創造、振興に関する事業

3 助成対象外とする場合

- ・専ら営利を目的とするとき。
- ・特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- ・実施に必要な経費のうち、助成金を除く額を確実に調達できる見込みがないとき。
- ・市の補助金等を受けているとき。
- ・主催者以外の出演者等による発表等が主な目的であるもの、又は認められるもの。
- ・自ら主催する事業でないとき。
- ・個人的または会員向け色彩の強いとき。
- ・趣味的サークル活動で団体、会員の親睦を主目的とするとき。
- ・教室等が行う稽古ごと、習いごとのおさらい会、発表会等、事業の効果が専ら実施団体に帰属すると認められるとき。

4 助成対象事業

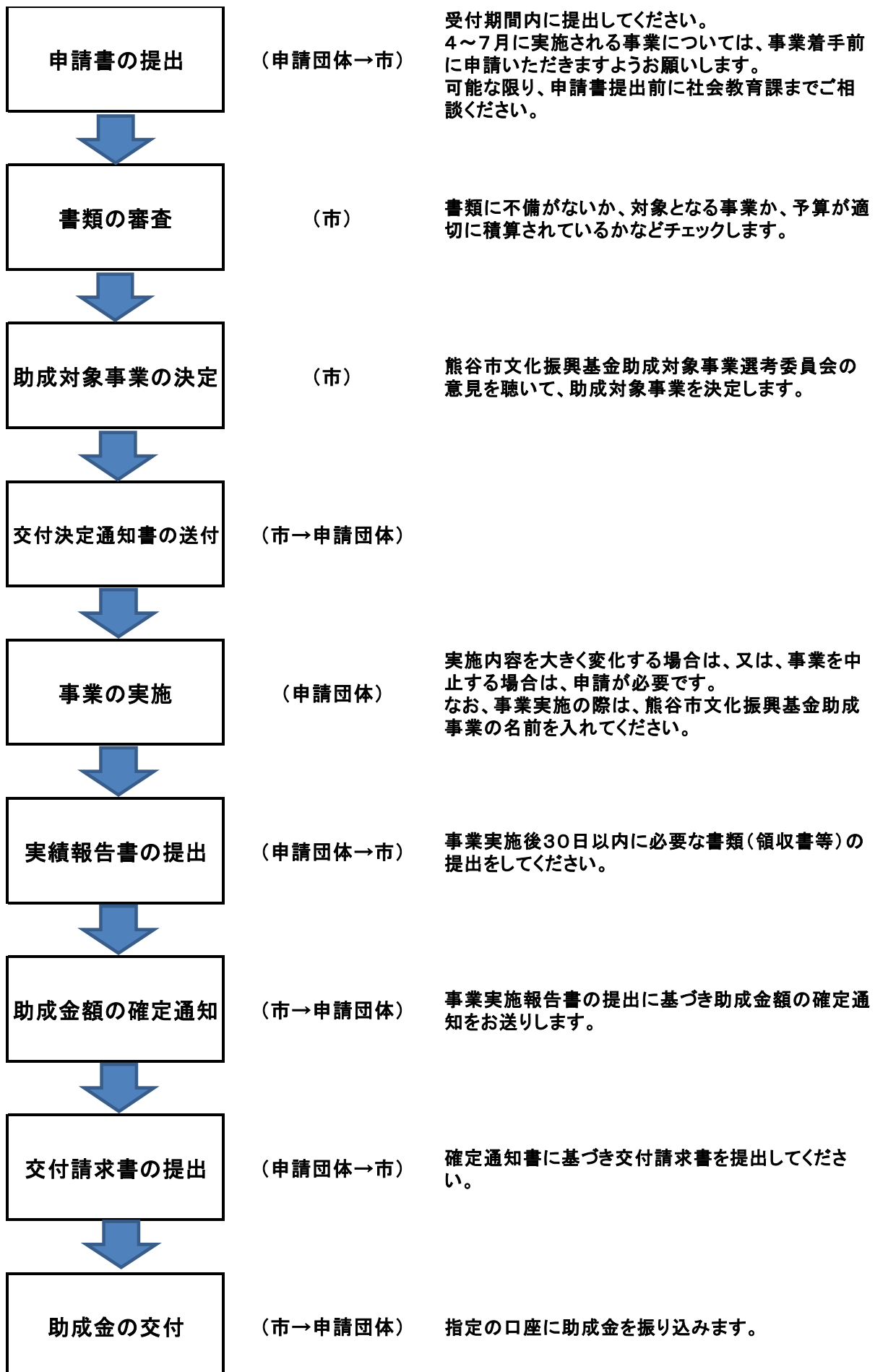
対象事業	事業内容	助成金額
活動成果発表事業	自ら行う日常の文化活動の成果を広く市民に公開するために市内において開催する場合に助成の対象となります。 例えば、美術展、音楽、演劇、舞踏、民俗芸能の公演及び発表会、生活文化展（華道、手芸等）が該当します。	助成対象経費の2分の1以内(限度額20万円)(千円未満切り捨て)
各種大会等参加事業	市域を超える大会、発表会、研修会等において、文化活動の成果を発表するもので、市を代表するものであることが認められるもの、あるいは、他の市町村等から正式な招待を受けるなど公式に文化交流活動に参加するものが該当します。	
文化財・郷土芸能等の保存、整備事業	文化財・郷土芸能等の保存、啓発にかかる活動であり、地域文化の振興に寄与するものが該当します。あるいは、文化財等の伝統・郷土芸能団体がその活動に必要な備品の購入又は修理をする場合に該当します。 ただし、通常の団体運営に必要な備品（例えばパソコン等）は除きます。	
刊行物発行事業	一定の評価を受けた文化・学芸に関する刊行物の発行並びに郷土史、民族、伝説及び動植物等、郷土の研究に関する刊行物の発行などで、地域文化の振興に寄与するものが該当します。	
記念事業	10年単位の周年、記念の年に実施する事業が該当します。なお、上記4事業が該当事業となります。	

但し、次の経費は除く。

- (1)恒常的な運営費、人件費
- (2)当該事業の実施に伴う入場料、参加料、その他の収入（広告料など）

5 助成申請手続等

申請書の提出から助成金交付までの流れ



6 助成を受けることのできる回数

- ・助成回数は、過去の実績を含み1回となります。
- ・但し、記念事業については回数制限がありません。
- ・複数の団体又は実行委員会による事業については、主たる団体（申請団体）を1回とします。

7 申請書の提出期限

(1) 窓口で直接提出する場合

令和6年4月1日（月）～令和6年7月31日（水）

8：30～17：15 ※土、日、祝日は除く

(2) 郵送で提出する場合

令和6年4月1日（月）～令和6年7月31日（水） ※消印有効

8 申請時の提出資料

1 申請書

- (1) 熊谷市文化振興基金助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 熊谷市文化振興基金助成事業計画書（別紙様式1）
- (3) 熊谷市文化振興基金助成事業収支予算書（別紙様式2）

2 添付資料（個人で申請する場合は提出不要）

- (1) 団体規約・会則等
- (2) 会員名簿
- (3) 令和6年度事業計画
- (4) 令和6年度予算書

9 申請書提出先、問合せ先

熊谷市教育委員会社会教育課生涯学習係

電話：048-524-1111（内線389）

※可能な限り、申請書提出前に社会教育課までご相談ください。

別表第1（第3条関係）

助成対象となる文化活動の範囲

項 目	対 象 範 囲
1 芸術文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 美術（絵画、彫刻、工芸、書、写真など）の発表、展覧会 (2) 音楽（民謡、詩吟を含む）の公演、発表 (3) 演劇（演芸を含む）の公演、発表 (4) 文学（小説、詩、短歌、俳句、川柳、評論、随筆など）の出版、発表 (5) 舞踊の公演、発表
2 伝統文化の継承、保存	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存、紹介 (2) 郷土芸能、伝統的な行事などの振興 (3) 郷土の民話、伝説、うたなどの発掘、継承 (4) 郷土の民芸品、工芸品などの普及、振興 (5) 郷土史の研究、編さん
3 地域文化の創造、振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 郷土に関する調査、研究 (2) 生活文化（華道、茶道等を含む）の向上を図る活動 (3) 海外との文化交流を促進する活動 (4) 国内の他の地域との文化交流を促進する活動 (5) その他地域文化の創造、振興に関する事業

別表第3（第5条関係）

助 成 対 象 経 費

項 目	対 象 経 費	備 考
1 活動成果等発表 ・各種大会等参加	(1)賃金 賃金 (2)報償費 謝金 (3)旅費 交通費（大会等参加者） (4)需用費 消耗品費、燃料費、印刷費 (5)役務費 通信費、手数料、広告料、保険料、運搬料、筆耕料 (6)使用料及び賃借料 借上料、使用料、有料道路通行料 (7)その他市長が認めるもの	助成対象経費は、次のものを控除した額とする。 1. 恒常的な運営費、人件費 2. 当該事業の実施に伴う入場料、参加料、その他の収入（広告費など）
2 文化遺産の保存、整備等	(1)備品購入費 (2)報償費 謝金 (3)需用費 消耗品費、燃料費、印刷費 (4)役務費 通信費、手数料、保険料、運搬料 (5)委託料 測量委託料、調査委託料、委託料 (6)使用料及び賃借料 借上料、使用料 (7)工事請負費 補修工事請負費 (8)その他市長が認めるもの	
3 刊行物発行	(1)印刷製本費 (2)その他市長が認めるもの	
4 記念事業	(1)記念事業を実施するために必要となる経費 (2)その他市長が認めるもの	

別表第3（第5条関係）付録

助 成 対 象 経 費 事 例

項 目	対 象 経 費
<p>1 活動成果等発表 ・各種大会等参加 （発表会、展覧会、茶会等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金（会場の整理員等の賃金） ・報償費（伴奏者等の謝金） ・旅費 交通費（大会等参加者）（鉄道賃、宿泊費） ・需用費 消耗品費（看板（ステカン）、フィルム、テープ、電池、ガムテープ、紙、茶） 燃料費（自動車燃料、印刷費 パンフレット、チラシ、ポスター等）、修繕料 ・役務費 通信費（郵便料）、手数料（ピアノ調律）、広告料、保険料、運搬料（楽器等の運搬）、筆耕料 ・使用料及び賃借料 借上料（会場、自動車、楽器等）、使用料（会場、著作権）、有料道路通行料 ・その他市長が認めるもの
<p>2 文化遺産の保存、整備等 （郷土文化の保存、映像化、 発表・文化遺産の保存、整備、 展覧）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 備品（伝統芸能にて使用する楽器、器具、展示用備品等） ・報償費 学識経験者等への謝金 ・需用費 消耗品費（フィルム、テープ、紙、墨、刷毛等）、燃料費（自動車燃料）、印刷費（冊子等）、 修繕料（楽器、文化財そのものなどの修繕料） ・役務料 通信費（郵便料、電話料）、手数料（修繕手数料）、保険料、運搬料 ・委託料 測量委託料（現場の測量）、調査委託料、警備委託料 ・使用料及び賃借料 映像機器等の器具借上料、会場使用料 ・工事請負費 補修工事請負費 ・その他市長が認めるもの
<p>3 刊行物発行 （出版費のみを対象）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 その他市長が認めるもの

ㄥ

令和6年度熊谷市文化振興基金助成金交付申請書

令和 年 月 日

熊谷市長 小林 哲也 あて

住所又は所在地 熊谷市宮町2-47-1

団体名 くまがや絵画研究会

氏名又は代表職氏名 会長 熊谷 次郎

令和6年度熊谷市文化振興基金助成金の交付を受けたいので、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

創立5周年記念展覧会

2 助成金交付申請額

200,000円

事業名、助成金要望額は、添付する計画書、収支予算書と相違しないように記入してください。

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (別紙様式1)
- (2) 事業収支予算書 (別紙様式2)
- (3) 規約又は会則等
- (4) 役員及び会員名簿
- (5) 令和6年度事業計画書
- (6) 令和6年度収支予算書

熊谷市文化振興基金助成事業計画書

1 事業名	<small>そうりつ しゅうねんきねんてんらんかい</small> 創立5周年記念展覧会	
2 実施者	(1) 住所又は所在地 熊谷市宮町2-47-1 (2) 団体名 <small>かいがけんきゅうかい</small> くまがや絵画研究会 (3) 氏名又は代表者職氏名 <small>くまがや じろう</small> 会長 熊谷 次郎 (電話524-1111)	
3 実施予定期間	令和 6年 10月17日 (金) から 令和 6年 10月20日 (月) [4日間]	
4 事業の概要	(1) 目的 熊谷市に在住する日本画を愛する者が、会員相互の親睦を図るとともに美術の振興発展に寄与することを目的とした活動を展開しており、クラブ結成5周年を迎えての成果発表を行う。	
	(2) 内容 5年間でクラブ活動の成果が表われ、このことを記念して会員のみならず広く市民の方々に作品を展示発表する。	
	(3) 期待される効果 市民の日本画に対する関心を高め、美術活動人口のさらなる広がりと呼び、熊谷市の芸術文化の振興に資する。	
	(4) 対象範囲(地区・対象者)、参加(入場)予定者等 市内在住、在勤者 500人	
	(5) 実施場所 熊谷体育館	(6) 過去の実施回数 4回
事業費総額	632,500 円	
6 助成金要望額	200,000 円	
7 実施者の概要	(1) 設立(活動開始)年月日 令和元年5月1日	(2) 会員数 40人
	(3) 活動概要 指導者を招くとともに、互いの作品を批評し、相互の技術の向上に努めている。	
	(4) 活動実績 今回が5度目の展覧会の開催となる、個人では市美術展への出品がある。	

鑑賞者等の集まる範囲、広報する地域、対象者数(参加予定数、来場者数)を記入してください。

団体の場合に記入してください。

熊谷市文化振興基金助成事業収支予算書

収入の部

項 目	予 算 額 (円)	内 容	説 明
自己 資金	1 2 0, 0 0 0 1 6 2, 5 0 0	3,000円×40=120,000円	積算内訳は、単価、人数等の積算基礎がわかるように記入してください。
そ の 他	1 5 0, 0 0 0	300円×500人=150,000円	入場料、寄付金、広告料等が対象です。
熊谷市文化振興基金 助成金（見込）	2 0 0, 0 0 0	{支出の計 632,500-その他 150,000} /2=241,250 ※上限 200,000円、1,000円未満は切り捨て	
計	6 3 2, 5 0 0		支出の部と同額になります。

支出の部

項 目	予 算 額 (円)	内 容	説 明
1 消耗品費	1 7 4, 4 0 0	吊り看板代 100,000円 立て看板代（案内板等） 20,000×3枚=60,000円 事務用品 14,400円	
2 印刷費	3 9 6, 0 0 0	チラシ 20円×3,000枚=60,000円 パンフレット 500円×600枚=300,000円 消費税 360,000円×0.10=36,000円	
3 郵便料	1 4, 1 0 0	案内状発送切手代 94円×150枚=14,100円	
4 使用料	4 8, 0 0 0	会場使用料 8,000×6日（準備片付け含む）=48,000円	
計	6 3 2, 5 0 0		積算内訳は、単価、人数、回数、枚数等の積算基礎がわかるように詳細を記入してください。

様式第1号（第6条関係）

令和6年度熊谷市文化振興基金助成金交付申請書

年 月 日

熊谷市長 小林 哲也 あて

住所又は所在地

団 体 名

氏名又は代表職氏名

令和6年度熊谷市文化振興基金助成金の交付を受けたいので、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 助成金交付申請額

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (別紙様式1)
- (2) 事業収支予算書 (別紙様式2)
- (3) 規約又は会則等
- (4) 役員及び会員名簿
- (5) 令和6年度事業計画書
- (6) 令和6年度収支予算書

(別紙様式1)

熊谷市文化振興基金助成事業計画書

1 事業名		
2 実施者	(1) 住所又は所在地 (2) 団体名 (3) 氏名又は代表者職氏名 (電話)	
3 実施予定期間	年 月 日 () から 年 月 日 () [日間]	
4 事業の概要	(1) 目的	
	(2) 内容	
	(3) 期待される効果	
	(4) 対象範囲 (地区・対象者)、参加 (入場) 予定者等	
	(5) 実施場所	(6) 過去の実施回数 回
5 事業費総額	円	
6 助成金要望額	円	
7 実施者の概要	(1) 設立 (活動開始) 年月日 年 月 日	(2) 会員数 人
	(3) 活動概要	
	(4) 活動実績	

(別紙様式2)

熊谷市文化振興基金助成事業収支予算書

収入の部

項	目	予 算 額 (円)	内 訳
自 己 資 金			
そ の 他			
熊谷市文化振興基金 助成金 (見込)			
計			

支出の部

項	目	予 算 額 (円)	内 訳
計			

熊谷市文化振興基金にご協力をお願いします

熊谷市文化振興基金は、地域の文化活動が活発に展開されるよう援助・奨励するため、平成4年3月29日に設置されたもので、市民の方々からの寄付金と熊谷市の積立金で成り立っており、文化団体等の行う文化事業に財政面から助成を行います。

基金を拡充していくことにより、多くの文化団体等に助成を行うことが可能となり、市民の皆様が広く文化活動に参加いただけるようになります。

皆様には、趣旨にご賛同いただきまして、熊谷市文化振興基金にご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。